

## 綾瀬市スポーツ全国大会等出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツ意識の高揚及び綾瀬市のスポーツ振興を図るため、スポーツ競技で全国大会等に出場する個人又は団体に対して、奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に在住し、第4条に規定する大会に出場する個人
- (2) 市内に所在し、正規の選手、監督、コーチ等、団体競技の構成員が市内在住者5名以上であって、第4条に規定する大会に出場する団体

(適用除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱を適用しない。

- (1) 綾瀬市立学校に在学する者で、綾瀬市生徒派遣費補助金等交付要綱に基づく生徒派遣費補助金又は交付金の支給を受けて大会に出場するもの
- (2) 綾瀬市福祉スポーツ助成金交付要綱により助成金の交付を受けて大会に出場する者
- (3) 学校教育の一環として、出場する場合の教職員

(交付対象大会の範囲)

第4条 奨励金の交付対象とする大会の範囲は、国際的規模の大会（オリンピック、アジア競技大会、世界選手権大会等）又は全国的規模の大会（県予選会、選考会等の選抜手続きを経るもの）であって、国、日本体育協会（加盟団体を含む。）又はこれらに準ずる団体が主催するものとする。

(交付額)

第5条 奨励金の交付額は、次のとおりとし、当該年度内1回に限り交付する。

項目	金額
第2条第1号に該当する個人	10,000円
第2条第2号に該当する団体	50,000円

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、大会出場後30日以内にスポーツ全国大会等出場奨励金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に

提出しなければならない。

- (1) 大会開催要項
- (2) 出場者名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるものについて、綾瀬市スポーツ全国大会等出場奨励金交付決定通知書（第2号様式）により交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨励金の返還を命ずることができる。

- (1) 大会の参加を中止したとき。
- (2) 不正な方法により奨励金の交付を受けたとき。

(成績報告)

第9条 大会に出場し、奨励金の交付を受けた者は、その大会が終了後速やかに市長に成績を報告するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

スポーツ全国大会等出場奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所

申請者 出場者氏名 ㊟

（団体名及び代表者氏名）

（保護者氏名 ㊟

連 絡 先

綾瀬市スポーツ全国大会等出場奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり奨励金の交付を申請します。

大会名	
主催者名	
競技種目	
開催期日	年 月 日～ 年 月 日
開催場所	
個人出場 区分	※ 該当する出場区分を○印で記入してください 選手・監督・その他（ ）
団体出場 区分	※ 該当する出場区分を記入してください 選手（ 名）・監督（ 名）・その他（ ）
出場経緯	※ 予選等の名称・成績を記入してください
大会成績	※ 大会終了後、速やかに報告してください
（添付書類） 1 大会開催要項 2 出場者名簿	

上記のとおり奨励金の交付をしてよろしいか。

決 裁 欄	受付      ・      ・
	起票      ・      ・
	決裁      ・      ・

第2号様式（第7条関係）

綾瀬市スポーツ全国大会等出場奨励金決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありましたスポーツ全国大会出場奨励金交付申請書について、綾瀬市スポーツ全国大会等出場奨励金交付要綱第7条の規定により申請内容を審査した結果、次のとおり決定したので通知します。

申請者名 (団体の場合は、団体名及び代表者名)	様
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない
大会名	
交付決定金額	円
交付しない理由	

別添請求書により、通知日から30日以内に請求してください。

(事務担当は、 )